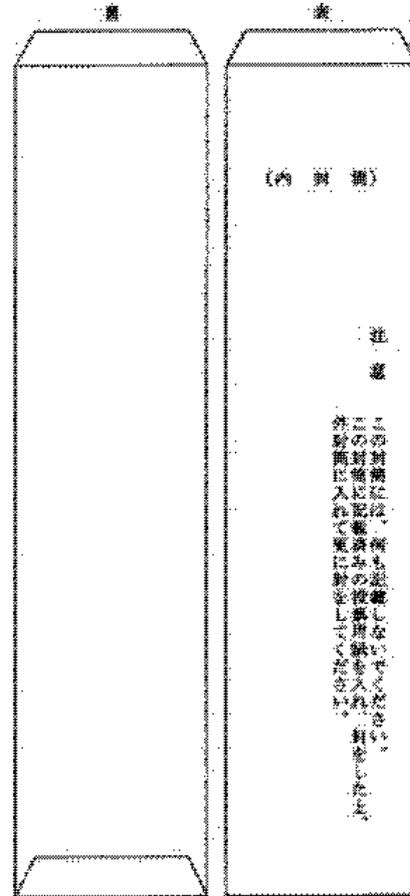


別記第三十八号様式（特定国外派遣組織に属する投票人の不在者投票における投票用封筒の様式）（第三十八条関係）
 外封筒

<p>不在者投票</p> <hr/> <p>（外） 封 筒</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>審（選挙区）（区）</p> <p>（町）（村） 選挙区</p> <p>委員会 印</p> </div> <p>投票者 氏</p> <p>（代理人） 氏</p> <p>系</p>	<p>投票年月日 例年何月何日 投票場所 何の場所</p> <p>不在者投票管理書</p> <p>何々（特定国外派遣組織の名称を記載すること）の係</p> <p>投票人 氏</p> <p>氏</p> <p>系</p>
--	--

内封筒



備考

- 一 令第八十一条第十一項において準用する令第七十条第五項の場合においては、外封筒の表面に代理記載人の氏名を記載しなければならぬ。
- 二 外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）の備考三及び四並びに別記第二十六号様式（令第六十七条第一項及び令第六十八条第一項の規定による投票用封筒の様式）の備考三に準ずる。
- 三 外封筒の表面には、憲法改正案の種類（二以上の憲法改正案がある場合に限る。）、投票区名その他必要と認める事項を余白に記載するものとする。